

“事業者等を守り育てる静岡県公契約条例”

- 令和3年3月26日公布・施行 -

現状と課題（前文）

- 入札の不調不落やダンピング発生の恐れがあるため、公共サービスの品質の確保が必要
- 人口減少に伴う人手不足の深刻化を受けて、本県産業を支える人材の確保が急務
- 社会情勢の変化、働き方や生活様式の多様化を踏まえ、誰もが働きやすい環境整備が必要

1. 条例の目的(第1条関係)

県の契約制度の適正な運用を通じて、良質な市場を形成することにより、

- ・県民に提供されるサービスの質を向上させ、
- ・従事者の労働環境の整備を図り、
- ・社会情勢の変化に的確に対応する優良な事業者等を応援し、
活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現を図る。

2. 条例の対象(第2条関係)

- 対象となる契約 … 金額や分野に関わらず、県が事業者からの給付に対して対価の支払いをすべき契約（建設工事、工事に係る業務委託、その他業務委託、物品購入等）
- 対象となる事業者… 県と公契約を締結し、又は締結しようとする事業者及びその下請事業者等（派遣事業者も含む）

3. 基本理念(第3条関係)

- (1) 契約の透明性及び競争の公正性の確保、不正行為の排除
- (2) 総合的に優れた契約の締結
 - ・経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額での契約締結防止
 - ・価格以外の多様な要素も考慮
- (3) 従事者の労働環境整備のための適切な措置の実施
- (4) 契約の目的・内容に応じ、事業者による以下の「社会的取組」を考慮
 - ・性別、年齢、国籍等にとらわれない多様な人材の活躍
 - ・障がい者等の雇用促進
 - ・柔軟な働き方、働く人の健康づくり
 - ・環境への配慮
 - ・持続可能で活力ある地域社会の実現 等



4. 県の責務(第4条関係)

※公契約の締結等に当たり、県が取り組む事項は次のとおり。

(1) 基本理念に基づく必要な取組の推進

入札の実施及び契約の締結に当たり、公共サービスの品質向上など条例の目的達成に向けて、必要な取組を推進する。

(2) 適正な予定価格の設定

予定価格を定めるに当たり、契約の目的及び内容に応じて、市場における労務単価等を的確に反映した積算を行う。

(3) 施工時期の平準化、適切な契約期間の設定

各分野の業務の実態等を踏まえ、契約の目的及び内容に応じて、計画的な発注や適切な契約期間の設定に努める。

(4) 契約の目的・内容に応じた適切な事業者の選定方法の選択

様々な選定方法の中から、より適切な方法を選択し、契約相手を選定する。

(5) 従事者の労働環境の整備

労働環境整備の主体となる事業者等の自助努力を促すために、入札及び契約に係る各過程において、必要な措置を講じる。

5. 事業者等の責務(第 5 条関係)

※条例の目的を達成するための事業者等の役割や、事業者に依頼する事項は次のとおり。

(1) 法令遵守、契約の適正な履行

公契約に基づく債務を履行する者の責務として、事業者には、法令遵守と債務の適正履行が求められる。

(2) 下請事業者等との対等な立場での公正な契約の締結

「適正な見積りに基づく請負金額」の設定、「対等な立場における合意に基づいた公正な契約」の締結などに留意して下請契約の締結をすることが求められる。

(3) 従事者の労働環境の整備

従事者が「労働者」であるか、いわゆる「一人親方」であるかを問わず、従事者の適正な労働条件の確保等に努めることが求められる。

(4) 公契約を通じた県が実施する施策への協力

事業者には、労働環境の整備をはじめ、3(4)に掲げる「社会的取組」を進めるなど、活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現に向けた協力をお願いする。

6. 県の取組方針(第 6 条関係)

- 県は、「取組方針」を策定し、具体的な取組内容を定める。
- 取組方針の策定や見直しに当たっては、パブリックコメントの実施により広く県民に意見を求めるとともに、関係団体等の意見を聴取する。
- 取組方針の実施状況について、毎年度、議会に報告する。
- 取組方針は、今後の社会情勢の変化等に応じて追加・修正を行い、段階的に充実を図る。

【取組を促進する具体的手法】(※今後、県が策定する「取組方針」において規定する。)

・契約相手の選定に当たり、契約の目的及び内容に応じて、事業者の「技術力」や「企画力」、「社会的取組」等を幅広く評価する。

※総合評価落札方式や企画競争における加点評価 等

・従事者の労働環境の整備に向けて、法令遵守を図る。(適正賃金のほか働き方改革等)

※入札参加資格登録申請時及び契約時に、事業者に「労働関係法令等遵守の誓約書」の提出を依頼